

200901031A

厚生労働科学研究費補助金  
政策科学総合研究（政策科学推進研究）事業

## 子育て世帯のセーフティネットに関する総合的研究

平成 21 年度 総括・分担研究報告書

研究代表者 大石 亜希子

平成 22（2010）年 3 月

厚生労働科学研究費補助金  
政策科学総合研究（政策科学推進研究）事業

子育て世帯のセーフティネットに関する総合的研究

平成 21 年度 総括・分担研究報告書

研究代表者 大石 亜希子

平成 22（2010）年 3 月

## 目 次

### I. 平成 21 年度総括研究報告

- 子育て世帯のセーフティーネットに関する総合的研究……………1  
大石 亜希子

### II. 平成 21 年度分担・研究協力報告

#### 1. 世帯形成過程および出生時点における格差に関する研究

- (論文)「出生時における人的・経済的資源格差の検討」……………8  
大石 亜希子  
(論文)「わが国における避妊の現状と女性の健康及び社会的・経済的地位」……………32  
野口 晴子

#### 2. 世帯の社会経済的属性と子どもの健康格差に関する研究

- (論文)「子どもの健康格差と医療受診抑制に関する研究」……………62  
阿部 彩

#### 3. 脆弱な子育て世帯のセーフティーネットに関する研究

- (論文)「ハイリスク家庭における虐待・ネグレクトの心理・社会的支援の実際：親と子を  
対象とした予防的・援助的介入」……………84  
久保田 まり  
(論文)「ブラジル人の健康保険加入―間接雇用と同居子の影響について―」……………101  
千年 よしみ  
(論文)「生活保護母子世帯への就労支援の実情と課題」……………131  
大石 亜希子・松尾 やす子  
(論文)「子ども大学の実践とその社会的包摂から見た意義」……………170  
角田 季美枝

### III. 研究成果の刊行に関する一覧表

### IV. 研究成果の刊行物・別刷

## 参加研究者名簿（2010年3月現在）

研究代表者： 大石 亜希子（千葉大学法経学部准教授）  
分担研究者： 阿部 彩（国立社会保障・人口問題研究所国際関係部第2室長）  
久保田まり（東洋英和女学院大学人間科学部教授）  
野口 晴子（国立社会保障・人口問題研究所社会保障基礎理論研究部  
第2室長）

### 研究協力者

千年 よしみ（国立社会保障・人口問題研究所国際関係部第1室長）  
角田 季美枝（千葉大学大学院人文社会科学研究科博士課程）  
松尾 やす子（千葉大学大学院人文社会科学研究科修士課程）

# I. 平成 21 年度 総括研究報告書

厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究（政策科学推進研究）事業）

「子育て世帯のセーフティーネットに関する総合的研究」

平成 21 年度 総括研究報告書

研究代表者 大石 亜希子 千葉大学法経学部准教授

## 研究要旨

本研究では、次世代育成支援の観点から子育て世帯を巡るセーフティーネットのあり方を、経済学、社会学、発達心理学の専門家を交えて総合的に研究する。具体的には、(1)人生の出発時点における格差の実態とそれをもたらす要因を、女性の避妊行動を含む世帯形成過程や社会経済的属性について把握するとともに、(2)世帯の社会経済的属性と子どもの健康格差の関係を分析し、(3)母子世帯や外国籍世帯の子ども、要保護児童など不利な条件の重複する脆弱な世帯の子どもの属性とセーフティーネットのあり方を考察する。

平成 21 年度の本研究事業の実施状況は以下の通りである。まず、定性的な分析としては、小金井市、横浜市で児童養護施設の視察を行うとともに、専門家を招聘してヒアリングを実施した。また、インタビュー調査をもとに被虐待児の心理的ケアとリスク家庭への社会的支援の在り方を考察するとともに、A市における生活保護母子世帯の就労支援の実態についてヒアリング調査結果をまとめたほか、欧州の大学における子どもの社会的包摂の取り組みについて調査した。実証面では、「出生動向基本調査」（国立社会保障・人口問題研究所）、「国民生活基礎調査」（厚生労働省）、「全国消費実態調査」（総務省）、および静岡市・浜松市における調査データに基づき、出生時点における所得格差と資産格差の実態を把握し、子どもの誕生前後の女性の就業に着目して避妊と女性の社会経済的地位について実証分析を行ったほか、子ども間の健康格差と社会経済的要因との関係、外国人児童のいる世帯の社会保険加入状況について実証分析を行った。最後に、本年度の研究成果のとりまとめとして、2010年2月に専門家を交えたワークショップを開催した。本年度の研究から得られた知見は以下の通りである。

第 1 に、子どもの出生時点においても少なからぬ格差が存在する。特に、ライフステージの違いを考慮しても、大幅な資産格差が存在することは、子育て世帯のセーフティーネットを考察する上で重要な意味をもつと考えられる。社会保険を通じた所得保障、社会手当などの従来型のセーフティーネットは、主としてフローの所得をメルクマールに構築されているが、所得格差をはるかに上回る資産格差があり、資産の少ない世帯にいる子どもは、親の失業や離婚などのライフイベントに対する脆弱性がとくに高いと考えられる。したがって、低所得層の子どもがライフイベントによって極端に悪化した状況に陥らないために、主に住宅や教育面でのセーフティーネットの整備が求められる。

第 2 に、子どもの出生に至る前段階の、妊娠あるいは避妊という現象についても社会経済的要因との関連が強いことが明らかになった。このことが出生時点の格差にどのように結びついているかを次年度に分析を深める必要がある。

第 3 に、子どもの置かれた社会経済状況によって子どもの間に健康格差が生じている。

乳幼児医療費助成制度や、無料低額診療事業など、低所得層や特定層を対象とする医療費の自己負担の軽減制度は存在するものの、貧困層の子どもは傷病をもつても医療機関にかかるといった対処をしない傾向がみられることから、既存制度が十分に機能しているかどうかさらに検討する必要がある。

第 4 に、虐待・ネグレクト等の問題については、我が国においても、親や子どものハイリスクを早期に同定し、継続的介入に至るまでの「途切れのない援助」を実施することが早急に必要とされる。先行研究から示唆されたように、我が国においても、地域保健師やソーシャルワーカーを中心とした家庭訪問サービスや、多職種から構成される協働チームと包括的援助プログラムの開発・実践が求められる。

第 5 に、被保護母子世帯については生活保護制度が就労へのインセンティブを阻害しているだけでなく、子どもとの同別居などの世帯形態をもゆがめるという問題が生じている。これらについては、勤労税額控除などを導入するなどして改善を図る必要がある。また、スティグマを防ぎ、子どもへの貧困の連鎖を防ぐためには生活保護で全ての給付を行う現在の制度を見直し、普遍的な社会手当を拡充することが望まれる。同時に、被保護母子世帯の就労を通じた自立を困難にする要因として、被保護者本人の要因だけでなく、労働市場における男女間の賃金格差や正規・非正規労働者間の格差是正に向けて社会保険制度の見直しなどセーフティーネット機能の強化が求められる。

第 6 に、正規・非正規間の格差の問題は被保護母子世帯だけでなく、外国人労働者やその世帯にいる子どもなどの医療保険加入行動にも大きな影響を及ぼしている。日本に滞在する外国人労働者が増加する中で、これらの世帯にいる子どもたちの医療へのアクセスを確保する必要がある。

#### 研究分担者

阿部 彩（国立社会保障・人口問題研究所国際関係部第 2 室長）

久保田まり（東洋英和女学院大学人間科学部教授）

野口晴子（国立社会保障・人口問題研究所社会保障基礎理論研究部第 2 室長）

#### 研究協力者

千年よしみ（国立社会保障・人口問題研究所国際関係部第 1 室長）

角田季美枝（千葉大学大学院人文社会科学部研究科博士課程）

松尾やす子（千葉大学大学院人文社会科学部研究科修士課程）

#### A 研究目的

本研究では、次世代育成支援の観点から子育て世帯を巡るセーフティーネットのあり方を、経済学、社会学、発達心理学の専門家を交えて総合的に研究する。具体的には、(1)人生の出発時点における格差の実態とそれをもたらす要因を、女性の避妊行動を含む世帯形成過程や社会経済的屬性について把握するとともに、(2)世帯の社会経済的屬性と子どもの健康格差の関係を分析し、(3)母子世帯や外国籍世帯の子ども、要保護

児童など不利な条件の重複する脆弱な世帯の子どもの属性とセーフティーネットのあり方を考察する。

## B 研究方法

第1に、国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」、厚生労働省「国民生活基礎調査」、その他の独自の調査結果などのマイクロデータを使用して実証分析を行った。

第2に、小金井市、横浜市で児童養護施設の視察を行うとともに、恒吉僚子・東京大学教授を招き日本の小学校教育の特徴についてヒアリングをした。

第3に、インタビュー調査をもとに被虐待児の心理的ケアとリスク家庭への社会的支援の在り方を考察するとともに、A市における生活保護母子世帯の就労支援の実態についてヒアリング調査結果をまとめた。さらに、静岡市・浜松市における調査データをもとに外国人児童のいる世帯の社会保険加入状況について実証分析を行ったほか、欧州の大学における子どもの社会的包摂の取り組みについて調査した。

第4に、初年度における研究のとりまとめとして各方面の専門家を討論者に招き、2010年2月にワークショップを開催した。  
(倫理面への配慮)

マイクロデータやインタビュー調査の結果を分析に用いる際には、個人情報保護に留意し、流出のないように細心の配慮をした。

## C 研究結果 と D 考察

(1) 世帯形成過程および出生時点における格差に関する研究

今年度は研究会での議論を踏まえて、研究成果を以下の2論文にとりまとめた。

「出生時における人的・経済的資源格差の検討」(大石論文)では、総務省「全国消費実態調査」、国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」を使用して、子どもの出生時点における経済的あるいは人的な資源の格差とその推移を計測した。主な発見は以下の通りである。

第1に、所得格差には明確な拡大傾向は見られず、また、資産格差は地価の下落もあり縮小している。ただし、所得・資産のいずれについても、中位と低位との格差が拡大している。また、資産格差はライフサイクルの違いを考慮した上でも、所得格差と比較して非常に大きい。第2に、親の学歴面でも、中位と低位との格差が拡大している。第3に、近年では、第3子は同世代の男性の中で経済的に恵まれている男性が世帯主となっている世帯で生まれる傾向が強まっている。その反面、低所得層で生まれる第3子の割合には変化がない。すなわち、中間層の世帯で第3子をもたない傾向が強まっている。

このように、子ども同士での所得格差には明確な拡大傾向はみられないものの、中位と下位との差が拡大していることは注目される。

「わが国における避妊の現状と女性の健康及び社会的・経済的地位」(野口論文)では、「出生動向基本調査」(国立社会保障・人口問題研究所)の独身者票に基づき、わが国における避妊の現状と女性の健康、及び、社会的・経済的地位とがどのように関わっているか、その因果関係についての実証的分析を行った。今年度は未婚女性に限

定して分析しているというデータの制約はあるものの、以下の点を明らかにすることができた。

まず、未婚女性の性経験については、経年的に学歴の効果が薄れつつあり、性経験について二極化が進んでいる。しかしながら、避妊行動については明らかに中卒と高卒以上との間に分布の違いがあり、そのため、妊娠や中絶・流産リスクについても学歴による分布の違いが生じている。とくに大卒以上の高学歴であることや200万以上の都市部に居住していること、避妊の知識があることは、避妊行動を促進している。

一方、避妊経験がない場合、中絶・妊娠・流産の回数が有意に多い。さらに、妊娠・中絶経験がある場合、大企業や官庁での勤務確率にマイナスの効果をもっている。

## (2) 世帯の社会経済的属性と子どもの健康格差に関する研究

「子どもの健康格差と医療受診抑制に関する研究」(阿部論文)では、子どもの健康格差に関する諸外国および日本の先行研究を行うとともに、日本における子どもの健康格差の実態について初期的な分析を行った。また、乳幼児医療費助成制度など子どもの医療に関する政策について現状を把握した。

まず、各種の実態調査からも、国民皆保険の日本においても一定割合で受診抑制をしている人々(子どもを含む)がいることが示唆される。

つぎに、「国民生活基礎調査」(厚生労働省)を用いた分析からは、貧困の子どもはそうでない子どもに比べ、有訴者となる確率が低い半面、有訴者となった場合は、そ

れに「無対処」である傾向が確認された。男児・女児の比較では、女児のほうが「無対処」になる確率が有意に高かった。

## (3) 脆弱な子育て世帯のセーフティーネットに関する研究

「ハイリスク家庭における虐待・ネグレクトの心理・社会的支援の実際：親と子を対象とした予防的・援助的介入」(久保田論文)では、乳幼児期における不適切な養育(虐待・ネグレクト)の予防的介入や、被虐待児のその後の心理社会的発達のリスクを軽減するための援助的介入の実際を探り、どのような介入方略が有効であるのかを考究している。

先行研究サーベイの結果では、不適切な養育への予防的介入としての有効性が認められたのは、医療者やソーシャルワーカーによる家庭訪問を通じたケアとサポート、親の教育(養育スキルトレーニング)であった。特にハイリスク家庭・親を対象とした、妊娠期から子どもが3歳までの間の継続的・集中的・積極的な家庭訪問により、ケアやサポート、親への教育指導を提供する北米のNurse Family Partnershipの有効性が実証されている。また、医療者とともにソーシャルワーカーもスタッフとして加わり、家族の生活全体のサポートを行うというEarly Start Programも同様に有効である。

不適切な養育下にある子どもと親への援助的介入としては、心理療法的アプローチと心理教育的アプローチの双方とも有効であり、介入後の母子関係の質が不安定愛着から安定愛着へと高比率でシフトしたという結果が得られている。しかし、援助的介

入を受けることなく成人した「虐待の犠牲者たち」5000人を対象とする研究では、社会経済生活や健康状態が劣位・劣悪な状態に置かれ続けていることが見出された。このことは、人生早期の虐待等経験の量と質が、成人後の雇用や経済生活、健康度にとって多大なリスクとなり得ること、さらには、国の経済生産性と税収の損失、社会的コストの増大にも連動することを物語っている。この意味で、リスク家庭をターゲットとした不適切な養育の予防的・援助的介入は、一国の社会保障政策の一環であると考えられる。

「ブラジル人の健康保険加入—間接雇用と同居子の影響について—」（千年論文）では非正規雇用が一般化している日本在住のブラジル人に焦点をあて、彼らの健康保険加入状況とその規定要因を子どもの有無に着目しつつ分析した。

日本における外国人登録者数は2008年末に221.7万人と過去最高を記録し、我が国総人口に対する比率では1.74%に達している。国籍別にみるとブラジル人は中国、韓国について多く、外国人登録者数の14%（31万人）を占めている（法務省平成21年版「出入国管理」）。日本で働くブラジル人労働者の滞在年数は近年長期化しており、日本で生まれ育つブラジル人の子どもも増加しつつあるが、外国人労働者自身、あるいはその家族は医療保険のセーフティーネットからしばしばこぼれおちている。その実態と背後にある要因を、浜松市および静岡市で実施された外国人労働者についての調査から分析した。

その結果、被用者保険加入を規定する要因については、男女ともに間接雇用である

ことが保険加入に非常に大きな抑制効果をもたらしていた。また、男性については保険ニーズが高いはずの同居子ありの者で被用者保険加入の可能性が低く、逆に国民健康保険加入の可能性が高かった。また、日本社会における統合状況の影響も大きく、滞日年数は保険加入を促進する一方で、はっきりした滞在見通しを持たない男性では被用者保険加入の可能性が低かった

「生活保護母子世帯への就労支援の実情と課題」（大石・松尾論文）では生活保護受給者に対する自立支援相談業務の実践に基づき、被保護母子世帯の実情を整理、調査、分析することにより被保護母子世帯の抱える問題点を明らかにし、自立支援施策への含意を考察している。

自立支援プログラムの課題として、以下のことが挙げられる。第1に、自立支援においては被保護者本位でプログラムを実施すること、被保護者の自己決定を重視することが重要である。第2に、「三つの自立（①日常生活自立、②社会生活自立、③経済的自立）」は相互不可分な関係にあり、就労支援を行うからこそ達成できる日常生活の自立や社会生活の自立がある。第3に、ハローワークの支援メニューが必ずしも使いやすなものとなっておらず、あり方を見直す必要がある。第4に、人生経験の豊富な人材を独立した専門職の自立支援相談員として養成すると同時に、自立支援相談員を確保する財源を国が保障していくことが必要である。第5に、実際に「自立支援」をした経験を蓄積し、方法論を体系化する必要がある。

被保護母子世帯に関しては、生活保護制度が就労へのインセンティブを阻害してい

るだけでなく、子どもとの同別居などの世帯形態をもゆがめるという問題が生じている。これらについては、勤労税額控除などを導入するなどして改善を図る必要がある。また、スティグマを防ぎ、子どもへの貧困の連鎖を防ぐためには生活保護で全ての給付を行う現在の制度を見直し、普遍的な社会手当を拡充することが望まれる。

「子ども大学の実践とその社会的包摂から見た意義」(角田論文)では、欧州各地で多数実践されている「子ども大学」の取り組みを社会的包摂の観点から政策介入の可能性を考察している。具体的には、社会包摂を課題に挙げて実施している事例としてウィーン子ども大学オフィスの実践報告を紹介している。同大では低学歴、母語がドイツ語以外の住民の多い地区で、公園などの公共空間を利用した「出前講座」の実践をおこなっている。このウィーン大学子どもオフィスの実践を子どもの発達、オーストリアの教育制度、子どもの貧困やウェルビーイングの研究や実情と合わせて考察した。

## E 結論

第1に、子どもの出生時点においても少なからぬ格差が存在する。特に、ライフステージの違いを考慮しても、大幅な資産格差が存在することは、子育て世帯のセーフティーネットを考察する上で重要な意味をもつと考えられる。社会保険を通じた所得保障、社会手当などの従来型のセーフティーネットは、主としてフローの所得をメルクマールに構築されているが、所得格差をはるかに上回る資産格差があり、資産の少ない世帯にいる子どもは、親の失業や離婚などのライフイベントに対する脆弱性がと

くに高いと考えられる。したがって、低所得層の子どもがライフイベントによって極端に悪化した状況に陥らないために、主に住宅や教育面でのセーフティーネットの整備が求められる。

第2に、子どもの出生に至る前段階の、妊娠あるいは避妊という現象についても社会経済的要因との関連が強いことが明らかになった。このことが出生時点の格差にどのように結びついているかを次年度に分析を深める必要がある。

第3に、子どもの置かれた社会経済状況によって子どもの間に健康格差が生じている。乳幼児医療費助成制度や、無料低額診療事業など、低所得層や特定層を対象とする医療費の自己負担の軽減制度は存在するものの、貧困層の子どもは傷病をもっても医療機関にかかるといった対処をしない傾向がみられることから、既存制度が十分に機能しているかどうかさらに検討する必要がある。

第4に、虐待・ネグレクト等の問題については、我が国においても、親や子どものハイリスクを早期に同定し、継続的介入に至るまでの「途切れのない援助」を実施することが早急に必要とされる。先行研究から示唆されたように、我が国においても、地域保健師やソーシャルワーカーを中心とした家庭訪問サービスや、多職種から構成される協働チームと包括的援助プログラムの開発・実践が求められる。

第5に、被保護母子世帯の就労を通じた自立を困難にする要因として、被保護者本人の要因だけでなく、労働市場における女性の就労条件の低さがある。労働市場における男女間の賃金格差や正規・非正規労働

者間の格差是正に向けて社会保険制度の見直しなどセーフティーネット機能の強化が求められる。また、本年度の研究は主として就労することができた支援対象者のみを取り扱っており、就労に至らなかったケースや、支援対象者に選定されなかったケースについての分析を行っていないが、これらについては次年度の研究課題としたい。

第6に、正規・非正規間の格差の問題は被保護母子世帯だけでなく、外国人労働者やその世帯にいる子どもなどの医療保険加入行動にも大きな影響を及ぼしている。日本に滞在する外国人労働者が増加する中で、これらの世帯にいる子どもたちの医療へのアクセスを確保する必要がある。

## F 健康危険情報

なし

## G 研究発表

### 1. 論文発表

- ・ 阿部彩(2010) 内閣府男女共同参画会議監視・影響評価専門委員会生活困難を抱える男女に関する検討会『生活困難を抱える男女に関する検討会最終報告書』内閣府.
- ・ Yukiko Abe and Akiko Sato Oishi, (2009) "The 1.03 million yen ceiling and earnings inequality among married women in Japan", *Economics Bulletin*, Vol. 29 no.2 pp. 1510-1519.
- ・ 久保田まり (2010) 「児童虐待における世代間連鎖の問題と援助的介入の方略: 発達臨床心理学的視点から」『季刊社会保障研究』, Vol.45, No.4, pp.373-384.

## 2. 学会発表

- ・ 大石亜希子「出生時における人的・経済的資源の検討」社会政策学会第119回大会報告(2009年11月1日、名古屋・金城学院大学)
- ・ 大石亜希子「育児休業給付の引き上げと女性の継続就業」2009年度労働経済学コンファレンス報告(2009年11月15日、東京・国際フォーラム)
- ・ 大石亜希子「出生時における人的・経済的資源の検討」『環境制約・人口減少下のコミュニティ形成シンポジウム』報告(2009年12月19日、千葉・千葉大学)

## H 知的所有権の出願・登録状況

### 1. 特許取得

なし

### 2. 実用新案登録

なし

### 3. その他

なし

## **Ⅱ. 平成 21 年度 分担・研究協力報告書**

厚生労働科学研究費補助金(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業))  
「子育て世帯のセーフティネットに関する総合的研究」  
平成 21 年度分担研究報告書  
「出生時における人的・経済的資源格差の検討」  
研究代表者 大石亜希子(千葉大学法経学部准教授)

#### 研究要旨

所得格差の拡大に対する社会的関心の高まりとともに、子どもの貧困や機会の不平等が重要な政策 이슈 となりつつある。しかしながら、そもそもどのような家庭に子どもが生まれているのかという実態は、必ずしも明らかにされていない。そこで本報告では総務省統計局「全国消費実態調査」や国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」に基づき、主として 1990 年代以降、子どもの出生時点における人的資源(親の学歴など)や経済的資源(所得や資産)がどのように変化してきたかを検討する。主な発見としては、所得・資産・親の学歴のいずれの面でも、下位 10%と中位との格差の拡大が観察される。また、第 2 子・第 3 子については、最近になるほど高所得層の父親のもとに生まれる傾向がみられる半面、低所得層の父親のもとに生まれる割合は低下していないことが明らかになった。

#### A. 研究目的

本稿では、総務省「全国消費実態調査」、国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」を使用して、子どもの出生時点における経済的あるいは人的な資源の格差を計測することを通じて、生まれた時点でどのような格差が子どもの間に存在するのかを明らかにし、セーフティネットのあり方を考察する。

#### B. 研究方法

「全国消費実態調査」を使用して、1994 年から 2004 年の 10 年間における 0~1 歳児の所得・資産格差の動向を観察する。また、所得と資産の相関関係について検討を行う。つぎに、「出生動向基本調査」に基づき、父母の所得および学歴の変化を観察する。さらに、第 2 子・第 3 子がどのような家庭に生まれているかを観察する。

#### C. 研究結果及び考察

第 1 に、所得格差には明確な拡大傾向は見られず、また、資産格差は地価の下落もあり縮小している。ただし、所得・資産のいずれについても、中位と低位との格差が拡大している。また、資産格差はライフサイクルの違いを考慮した上でも、所得格差と比較して非常に大きい。

第 2 に、親の学歴面でも、中位と低位との格差が拡大している。

第 3 に、近年では、第 3 子は同世代の男性の中で経済的に恵まれている男性が世帯主となっている世帯で生まれる傾向が強まっている。その半面、低所得層で生まれる第 3 子の割合には変化がない。すなわち、中間層の世帯で第 3 子をもたない傾向が強まっている。

このように、子ども同士での所得格差に

は明確な拡大傾向はみられないものの、中位と下位との差が拡大していることは注目される。

#### D. 結論

本稿の分析は予備的なものに過ぎないが、多少の政策的なインプリケーションが得られると考えられる。まず、子ども同士での所得格差には明確な拡大傾向はみられないものの、低所得層が増加していることは注目される。一般的に所得が低い子どもほど資産も少ないことから、これらの世帯にいる子どもは、親の失業や離婚などのライフイベントに対する脆弱性が高いと考えられる。したがって、低所得層の子どもがライフイベントによって極端に悪化した状況に陥らないために、主に住宅や教育面でのセーフティネットの整備が求められる。

#### E. 健康危険情報

なし

#### F. 研究発表・学会発表

##### 1. 論文発表

- ・ Yukiko Abe and Akiko Sato Oishi, (2009) "The 1.03 million yen ceiling and earnings inequality among married women in Japan", *Economics Bulletin*, Vol. 29 no.2 pp. 1510-1519.

##### 2. 学会発表

- ・ 大石亜希子「出生時における人的・経済的資源の検討」社会政策学会第 119 回大会報告（2009 年 11 月 1 日、名古屋・金城学院大学）
- ・ 大石亜希子「育児休業給付の引き上げ

と女性の継続就業」2009 年度労働経済学コンファレンス報告(2009 年 11 月 15 日、東京・国際フォーラム)

- ・ 大石亜希子「出生時における人的・経済的資源の検討」「環境制約・人口減少下のコミュニティ形成シンポジウム」報告（2009 年 12 月 19 日、千葉・千葉大学）

#### G. 知的財産権の出願・登録状況

なし

## 出生時における人的・経済的資源の検討<sup>1</sup>

大石亜希子  
(千葉大学)

2010年3月

### 1. 問題意識

日本における子どもの貧困率の高さと子ども同士での格差の拡大が注目されてきている(大石 2005、2007; 阿部 2008; 山野 2008)。日本の子どもの貧困率は 14%と OECD 平均(12%)を上回っており、しかも過去 10 年における貧困率の上昇幅も OECD 平均より大きい。こうしたことから、子どものいる世帯の所得格差の実情を把握し、貧困の要因と必要とされるセーフティネットの在り方を探ることは次世代育成支援の観点からも喫緊の課題といえる。

幼少期の貧困や家庭環境が子どもの成長に及ぼす影響については海外では Duncan and Brooks-Gunn (1997)、Bowles, et al. (2005)など多数の研究がなされているが、日本ではパネル・データの整備が遅れていることもあり、研究蓄積は少ない。その中で大石(2007)は、回顧的データに基づき、15 歳当時の経済状況と成人期の貧困や学歴達成との関係を分析している。結果として、15 歳当時の経済状況は成人期の貧困とは相関をもたない半面、学歴達成には影響していることを確認している。Oshio and Kobayashi (2009)は、大規模調査を使用して 15 歳当時の貧困が成人期の経済状況や健康状態、学歴達成などさまざまな面にマイナスの影響を与えていることを示している。

しかしながら、そもそもどのような家庭に子どもが生まれているのかという実態については、必ずしも明らかになっていない。既存研究では 15 歳当時の状況が生育環境を表す変数としてしばしば利用されているが、生まれついた時点での子ども同士の間にとれほどの格差があるかという点は、政策的にも把握されるべき重要なポイントと思われる。

そこで本稿では、総務省「全国消費実態調査」、国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」を使用して、子どもの出生時点における経済的あるいは人的な資源の格差を計測する。

本稿の構成は以下の通りである。第 2 節では「全国消費実態調査」を使用して、1994 年

---

<sup>1</sup> 本研究は厚生労働科学研究費補助金(政策科学総合研究事業)「子育て世帯のセーフティネットに関する総合的研究 H21-政策-一般-003」(研究代表者:大石亜希子)の一環として実施されたものである。また科学研究費補助金(新学術領域研究)「現代社会の階層化の機構理解と格差の制御:社会科学と健康科学の融合」(平成 21~25 年度)より研究助成を受けている。本稿では、一橋大学経済研究所附属社会科学統計情報研究センターから提供された総務省「全国消費実態調査」1994 年、1999 年、2004 年の秘匿処理済マイクロデータを使用している。また、国立社会保障・人口問題研究所の承諾を得て「出生動向基本調査」第 12 回、第 13 回のマイクロデータを使用している。

から 2004 年の 10 年間ににおける 0～1 歳児の所得・資産格差の動向を観察する。また、所得と資産の相関関係について検討を行う。第 3 節では、「出生動向基本調査」に基づき、父母の所得および学歴の変化を観察する。第 4 節では第 2 子・第 3 子がどのような家庭に生まれているかを観察する。第 5 節は考察である。

## 2. 子どもの出生時の経済状況

### (1) 使用データと分析方法

この節では出生時点における経済格差に着目して 1990 年代以降の変化を把握する。

使用するデータは総務省統計局「全国消費実態調査」(以下、「全消」) 1994 年、1999 年、2004 年の個票である。「全消」の特徴は、第 1 に、全国で 6 万世帯弱(うち約 5000 世帯は単身世帯)を対象とする大規模調査であることで、後述するように 0 歳児もしくは 1 歳児といった年齢を限定する集計を行う場合にも十分な標本数を確保できる。特徴の第 2 は、家計資産を詳細に調査していることで、これは所得分配に関する分析でしばしば利用される厚生労働省「国民生活基礎調査」には見られない利点となっている。とくに、家計資産の最も大きな部分を占める土地・建物などの実物資産を公的な統計として全国規模で調査しているのは「全消」のみである。

なお、「全消」は 2 人以上世帯と単身世帯とを分けて調査しており、抽出方法も異なるので 2 つのデータセットを単純に合わせて分析することはできない。本稿では子どものいる世帯を対象とするため、2 人以上世帯のデータセットのみを使用する。

分析対象は、調査時点で 0 歳児もしくは 1 歳児のいる世帯である。年齢を限定したのは、子どもの出生時点での格差を把握するためであるが、0 歳児だけでは標本数が少なくなるため、1 歳児までを含めている。各調査年の分析対象子ども数と世帯主年齢の分布は以下の通りである(表 1)。

世帯主年齢が高齢のケースは、三世代世帯などで祖父母が世帯主となっている場合があるからである。また、他の統計調査と比較する際に注意すべき点として、「全消」では世帯主を、名目上の世帯主ではなく、その世帯の家計の主たる収入を得ている人(最多所得者)としている点がある。したがって、「全消」では他の統計調査よりも世帯主年齢が若い年齢層に多く分布する傾向がある。<sup>2</sup>

経済状況を表す変数として、この節では、世帯の年間収入、総資産、実物資産、金融資産、貯蓄に着目する。年間収入は、世帯主、世帯主の配偶者、その他の世帯員(65 歳以上、65 歳未満)について、過去 1 年(調査前年 12 月～調査年 11 月)の収入を種類別に調査している。貯蓄は、預貯金(郵便局、銀行、社内預金など)、生命保険掛金などの払込総額、信託、株式及び債券などの有価証券について、種類ごとに調査年 11 月末の現在高を調査している。借入金残高は、月賦・年賦の未払残高、住宅の購入・建築・増改築、土地の購入のための借入金残高及びそれ以外の借入金残高を調査している。総資産の評価の対象は、

<sup>2</sup> 詳しくは大石・伊藤(1999)、大石(2009)参照。

金融資産（貯蓄現在高－負債現在高）と実物資産（住宅・宅地資産<sup>3</sup>及び主要耐久消費財等）である。

本節では3カ年についての比較を行うため、各変数は消費者物価指数（2005年基準）で実質化している。さらに、世帯規模の違いが不平等度に及ぼす影響を調整するため、世帯人員数の平方根を等価尺度とし、各変数を等価尺度で除したものを使用する。<sup>4</sup>つまり、それぞれの子どもが人生の出発時点で付与されている経済的資源の大きさを各変数は表わしている。

## （2）年間収入格差の動向

はじめに年間収入格差を検討する。ここでの年間収入は税・社会保険料控除前の収入であり、可処分所得ではない点に注意する必要がある。<sup>5</sup> 不平等度指標として、ここではパーセンタイル比、ジニ係数、対数標準偏差を使用する。なお、ここで取り上げている所得不平等度は2人以上世帯についてのものであるため、社会全体での所得不平等度の動きと必ずしも一致しない。

所得分布、資産分布の詳細は付表に示してある。ここでは格差の動向に着目し、1994年を基準とする変化を図1にあらわしている。25～34歳に限定した集計をしているのは、年齢の影響をコントロールした場合としない場合を比較するためである。

まず、ジニ係数はどちらの図でも1994年から1999年にかけて上昇し、その後低下している。しかしほかの3つの指標については、異なる動きがみられる。

第1に、年間収入の対数標準偏差は0～1歳児全体では1999年から2004年にかけて低下しているが、25～34歳層では継続して上昇している。すなわち、0～1歳児が属する世帯の中でも大きな部分を占める世帯主年齢25～34歳のグループでは年間収入格差が拡大している半面、世帯主の年齢構成の変化が格差を縮小させる方向に作用している。

第2に、p90/p50は世帯主年齢25～34歳のグループではほぼ横ばいで推移しているが、全年齢では上昇している。つまり、世帯主年齢がより高いほうで子どもが生まれるようになったことが、高所得層と中所得層との格差を拡大させている。

第3に、p50/p10は全年齢では1994年から1999年にかけて上昇したのち、2004年までは横ばいで推移しているが、世帯主年齢25～34歳のグループでは上昇し続けている。す

<sup>3</sup> 実物資産のうち住宅については、住宅の延べ床面積（平方メートル）×都道府県別住宅の構造別1平方メートル当たり建築単価×住宅の構造別建築時期別残価率で評価し、宅地資産については敷地面積×宅地単価で評価している。

<sup>4</sup> フローの所得と異なり、資産額を等価尺度で調整することについては議論があるかもしれない。本稿では各世帯員の利用可能な経済的資源の大きさを表すことを重視しているため、等価尺度で世帯規模を調整している。

<sup>5</sup> 「全消」では家計簿を記入する月の家計収支については世帯全体としての税や社会保険料が把握できるものの、その世帯が年間にどれだけ税・社会保険料を拠出しているかは把握できない。総務省統計局による「全消」に基づく所得分布に関する結果は、世帯員各人の年間収入から税・社会保険料を推計し、それを全員分合算するという手法をとっている。しかし税・社会保険料を推計するには扶養関係を類推する必要があるため、本稿ではあえて立ち入らなかった。

なわち、世帯主年齢が若いグループで、低所得層の所得低下がみられる。

以上の観察事実を確認するため、年間収入分布をカーネル密度推定した結果が図2である。所得分布の形状をみると、90パーセンタイルに近い300万円台後半から400万円強のあたりが減少し、その分だけ中位以下の所得層が厚くなっている。世帯主年齢25～34歳のグループに限定すると、所得分布が全体的に低い方へシフトするとともに、低所得層がいったん厚みを増していることがわかる。

### (3) 資産格差の動向

一般に、資産格差は所得格差よりも大きいことが知られている。資産額には過去の所得水準が累積的に反映されるうえに、贈与や相続などの形で他者（親族）が過去に積み上げた資産によっても影響を受けるためである。年間収入のパーセンタイル比は2倍以内にとどまっていたが、資産格差のパーセンタイル比は2をはるかに上回っている（付表）。

はじめに実物資産についてみると、0～1歳児全体では1994年から2004年の10年間におけるジニ係数とp90/p50の低下にみられるように、実物資産格差は縮小している。これはバブル崩壊後の不動産価格の低下が影響しているとみられる。しかし一方でp50/p10は逆に上昇している。実物資産の大半を占める土地・建物資産はライフステージの影響を強く受けるので、世帯主年齢25～34歳に限定してみると、p90/p50は10倍以上と非常に大きな値となるが、p50/p10は全体でみた場合よりも小さい値となる。つまり、年齢をコントロールしてみると、この時期に持ち家を購入している世帯と未購入の世帯との間の実物資産額の違いが格差として表れていることがわかる。たとえば土地・建物資産の保有状況を見ると、全体では50%強、世帯主年齢25～34歳では40%前後となっており、最近になるほど保有率は高まっている。

一方、金融資産については、90パーセンタイル値はほとんど変化していない半面、10パーセンタイル値のマイナス幅が拡大している。この傾向は、全体でみた場合も世帯主年齢25～34歳のグループでみた場合も同様に観察される。すなわち、金融資産格差には、住宅購入時期の違いといったライフステージ要因だけでなく、各年齢層に共通する別の要因が働いていることが示唆される。とくに注目されるのは貯蓄から負債を差し引いた金融資産がマイナスの世帯にいる子どもの増加で、1994年の27%から2004年には37.8%へと上昇している。また、マイナス幅も大きく、2004年の10パーセンタイル値はマイナス953万円となっている。

金融資産がマイナスになる世帯の増加が持ち家の購入による資産ポートフォリオの組み替えによるものなのかどうかを検討したものが図3である。組み換えによるのであれば、「金融資産あり・土地・建物資産なし」グループの減少は対角線上にある「金融資産負・土地・建物資産あり」グループの増加とセットになるはずである。1994年から2004年までの変化をみると、「金融資産あり・土地・建物資産なし」グループが43.3%から38.6%に減少する一方で、「金融資産負・土地・建物資産あり」グループが21.6%から29.6%に

増加しており、組み換え仮説がある程度は該当することがわかる。その一方で、同時期に「金融資産負・土地・建物資産なし」グループが 5.6%から 8.3%へと若干上昇していることも注目される。負債の裏付けとなる実物資産がない、経済的に脆弱な環境に生まれる子どもが増加していることを意味するからである。

流動性制約下では、貯蓄額そのものも、緊急時の出費に対する耐性を示す指標として重要性を持つと考えられる。貯蓄額については格差が拡大している。90 パーセンタイル値は 740 万円前後でこの 10 年間ほとんど変化がないが、10 パーセンタイル値は 43 万円から 25 万円へと低下している。ここから  $p90/p10$  を計算すると、1994 年には 17 倍であったものが 2004 年には 30 倍に達している。ただし、「貯蓄なし」の世帯に生まれる子どもの比率は若干の上昇にとどまり、2004 年でも 4%程度となっている。

最後に金融資産と実物資産（土地・建物資産に自動車や冷蔵庫など耐久財を加えたもの）を合算した総資産の分布を示したものが図 4 である。高資産層の分布が薄くなる一方で、中位以下の分布が厚くなっている。不平等度の動向をみると、ジニ係数は低下し、中位以上の格差は縮小している半面、中位以下の格差が大幅に拡大している。2004 年の総資産の 90 パーセンタイル値と 10 パーセンタイル値の比 ( $p90/p10$ ) は 84 倍、 $p50/p10$  も 19 倍に達している。ここにみられる出生時点での資産格差は年間収入格差と比較して非常に大きい。

#### (4) 年間収入と資産の関係

この節の最後として、0~1 歳児について、年間収入と資産の関係が年次間でどのように変化しているかを検討する。具体的には、総資産、実物資産、金融資産の 3 つの資産額を被説明変数とし、年間収入と年ダミーの交差項を説明変数とする推定を行う。説明変数として他に含めるのは、世帯主年齢と年ダミーの交差項、65 歳以上世帯人員数、持ち家ダミーである。世帯主年齢と年ダミーの交差項はライフステージの違いをコントロールするために含めている。65 歳以上の世帯人員数は、一般的に資産をより多く保有しているとみられる高齢者との同居が資産に及ぼす影響をコントロールするためである。持ち家ダミーは資産ポートフォリオの影響をコントロールするために含めているが、持ち家自体が実物資産でもあるので、内生性の問題が生じる可能性がある。このため、世帯人員数を持ち家ダミーの操作変数とする推定も併せて行っている。

結果は表 2 に示す通りである。第 1 に、年間収入が高いほど多額の実物資産を保有する傾向にある。ただし、年間収入と 2004 年ダミーの交差項の係数はマイナスに有意であり、1994 年と比較して 2004 年にはその関係が弱まっていることが示唆される。第 2 に、総資産の中でも実物資産のウェイトは大きいことから、総資産についても、年間収入が高いほど多額になる傾向にあるものの、両者の関係は最近になるほど弱まっている。第 3 に、金